

## はじめに

市営住宅は、ご承知のように市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、国の補助金を得て住宅に困窮する低所得者に供給する低廉な家賃の住宅であり、法律に定めるところによりいろいろな制約や条件があります。市営住宅は、松山市を賃貸人として、皆様を賃借人とする住宅ですが、他方、地方公共団体が設置した公の施設の利用という面を持っており、また、多数の人と平等な条件で法律関係を保つ必要があるため、条例により画一的に賃貸借契約の内容を定めています。

この小冊子は、市営住宅の賃貸借契約の主な点や住居環境を良くするための方法等について述べてありますので、よくお読みになって、明るい団地づくりと適正な住宅管理のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 追記(空き家の住宅に入居される方へ)

この小冊子は、主に最も新しく建設された市営住宅について述べてあります。市営住宅は、建設年次を追うごとに居住面積の増加、設備関係の改善を図ってきております。したがって、建設された時期によっては(例えば、浴室のスペースがない。浴室のスペースはあるが浴槽設備が設置されていない。壁面、天井がクロス貼りになっている。台所の換気扇が設置されていない。テレビのアンテナが共同受信アンテナ方式になっていない等)直接関係のない箇所がありますので、その点をご理解いただき、もし、お分りにくい点がございましたらお尋ね下さい。